

# 大村市地域クラブの認定について

## (1) 大村市の地域クラブの定義

大村市では、「地域子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という目標を実現するため、地域クラブの活動をとおして、「自己実現、活力のある社会と絆の強い社会づくり、及び部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出」を目指している。

そのために、地域クラブの実施主体に対して、大村市の活動方針（ガイドライン）を踏まえた目的、運営方法、活動内容等が記された規約等を作成し、勝利至上主義に陥ることなく、生徒にとってやりがいのある活動にすることを大村市の地域クラブ認定の要件にしている。

具体的には、「大村市地域クラブ認定要件」をすべて満たした活動を行う地域クラブを、大村市の地域クラブとして認定することとしている。

### ○市の認定を受けると・・・

- ① 学校と協議して許可を受けることで、学校施設を利用して活動する。
- ② 学校の新入生説明会や新入生のオリエンテーション等で紹介する。
- ③ 生徒の募集案内や連絡等の文書を市から各学校に配付する。
- ④ 市ホームページ等で地域クラブを紹介する。  
等のが可能となる。

※ 各種大会の参加については、各競技団体の参加規定を確認する必要があります。

## (2) 認定の手順（別添様式参照）

① 地域クラブの責任者は、「大村市地域クラブ認定要件」のすべての認定要件を満たしていることを確認し、必要事項を記入する。



② 地域クラブの責任者は、(様式第1号)「地域クラブ認定申請書」に必要事項を記入し、規約等の写、認定要件確認書、事業計画書等を添付して学校教育課に提出する。



③ 学校教育課で記載内容をチェックし、認定要件を満たしているか確認する。



④ 学校教育課は認定要件を満たすクラブに「地域クラブ認定通知書」を、要件を満たさないクラブに「地域クラブ不認定通知書」をそれぞれ発行する。